

令和 7 年度 千福が丘中央公園遊具設置工事に伴う特記仕様書

1. 適用範囲

本工事の施工にあたっては、静岡県交通基盤部監修土木共通仕様書（以下、共通仕様書）、静岡県交通基盤部監修土木工事施工管理基準（以下、施工管理基準）、静岡県建設工事検査要領（以下、工事検査要領）を適用する。なお適用する共通仕様書及び施工管理基準、工事検査要領は、静岡県公式ホームページに掲載の最新版とする。

2. 工事種別及び工事概要

- (1) 工事名称 令和 7 年度 東富士演習場再編特別事業公共用施設(公園及び緑地の整備に関する事業)整備事業 千福が丘中央公園遊具設置工事
- (2) 工事種別 公園遊具設置工事
- (3) 工事箇所 裾野市 千福が丘 地内
- (4) 工事期間 契約日～令和 8 年 1 月 3 0 日
- (5) 工事概要 遊具組立設置工 N=1 式

遊具設置については以下の仕様を満たしていること。また、各遊具の仕様を満たしていること。

- ・(一社) 日本公園施設業協会の定める「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に適合した製品
- ・ISO9001:2015 認証取得企業の製品
- ・(一社) 日本公園施設業協会 SP マーク表示認定企業の製品
- ・(一社) 日本公園施設業協会公園施設団体賠償責任保険に加入した製品
- ・腐食しにくく耐久性に優れ、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造

① 複合遊具（1 基） N = 1 式

- ・対象年齢：6 歳～12 歳程度
- ・製品規格：全長 5,680 mm 程度×全幅 5,500 mm 程度×全高 3,220 mm 程度
- ・設置スペース：全長 91,000 mm×全幅 93,000 mm 程度

(参考)

別添図面の通り。

※同等品以上の製品を可とする。

3. 施工体制台帳

- (1) 請負者は、下請負契約の請負代金額の大小に限らず、工事の下請負を付ける場合には、建設業法第 24 条の 7 及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条の規定により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。
- (2) 工事施工中に施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

4. 工事の下請負

- (1) 請負者は工事の下請負を付ける場合には、共通仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 1

ー1ー9 及び裾野市建設工事請負契約約款第6条の要件を満たさなければならない。

(2) 請負者は下請け契約を締結したときには、裾野市建設工事請負契約約款第7条により、下請負人通知書及び下請負契約書（写し）を監督員に提出しなければならない。

(3) 請負者は次に上げる下請負人を一次下請けに付ける場合でも、下請負人通知書を監督員に提出しなければならない。

※オペレーター付きのリース契約（クレーン等）

※ダンプ、トラックによる残土運搬（場内・場外処分）

※資材業者、ただし納入した資材の据付作業まで契約に含まれる場合

5. 建設副産物

(1) 共通仕様書第1編共通編 第1章総則 1-1-18により適正に処理しなければならない。

ただし、6項の電子媒体での提出は本工事には適用しないものとする。

6. 火災保険等

(1) 裾野市建設工事請負契約約款第48条に定める火災保険等のうち、特にこの約款で指定する保険は下記のとおりである。

① 負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補てんする保険)

7. 電子納品

(1) 本工事成果は電子納品の対象としない。

8. その他

(1) 作業に先立ち、現地調査を行い、市担当者と十分な打合せをすること。

(2) 施設利用者の安全に配慮すること。

(3) 本工事の作業にあたり、各施設管理者・市担当者と協議し進めること。また、疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議し方針を決定するものとする。